^{志賀原発を} 原告団ニュース 第23号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)



「志賀原発を廃炉に!訴訟」を新たなステージへ 原告団長 北野 進

4月22日、約13か月ぶりとなる口頭弁論が開かれました。 私たちはこの間、金沢地裁前での抗議行動などを通じて弁論の 再開を訴え、ようやく27回目となる弁論が実現したわけです が、残念ながら裁判所の基本的な訴訟方針が変わったわけでは ありません。

私たちが早期の結審、一日も早い廃炉の実現を訴え続けるの

は、たとえ停止中であっても872本の使用済み核燃料を含む2985本もの核燃料が活断層上にある原発内に存在し、今この瞬間も志賀原発による原子力災害の危機にさらされ続けているからに他なりません。

今後も司法の責任放棄を批判し、方針転換を求めなければなりません。一方で裁判で原発を 止めるという目標に向けて「さらなる一手も必要ではないか」、そんな思いからこの一年間、弁 護団とともに議論を重ねてきました。金沢地裁が審理を先延ばしするなら、他の裁判所でも同 じような差止訴訟を提訴し、異なる裁判体の判断を仰ぐという手もあります。3.1 1後の原発 訴訟はいわゆる原発現地だけではなく近隣の都道府県や都市部にも拡散しており、選択肢の一 つでした。

志賀原證を盛炉に明趣 原告回総会

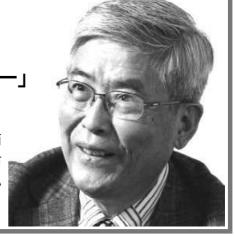
6月8日(土)午後1時30分~石川県教育会館·金沢市香林坊

☆記念講演(午後3時~)※講演だけ参加もOK!

「原発訴訟と裁判官の責任 一これでいいのか、規制委追随の司法一」

講師:樋口 英明さん(元裁判官)

福井地裁で裁判長を務めていた2014年5月21日、関西電力大飯3・4号機の運転差止を命じる判決を下した。市民の立場に立ったわかりやすい言葉で原発問題の核心を衝く判決文は、脱原発運動のバイブルとも評された。



そんな中、弁護団から新たに提起されたのが会社法360条を根拠とした株主による差止訴訟を富山地裁で起こすという案です。取締役による法令等の違反行為によって会社に回復不能な損害が発生するおそれがある場合、株主はその行為の差止めを求めることがでするのです。もう少し具体的に述べまするのです。もう少し具体的に述べますと、福島第一原発事故で原発の経営的リスクの大きさは明らかとなっています。加えて志賀原発停止でも電力不足はなく、再生可能エネルギーへの電源シ



北陸電力本社(富山市)

フトも大きな潮流です。にもかかわらず有識者会合で「将来活動する可能性が否定できない」 とされた危険な断層上にある志賀 1、2号機の再稼働に向け多額の資金をつぎ込むことは取締役 の「善管注意義務」などに反する違法行為だと訴えます。

この新しい訴訟(富山訴訟)は志賀原発の廃炉を目指すという点で現在の差止訴訟(金沢訴訟)と目的を共有しています。加えて、①再稼働ありきで経営的に苦境に陥っている北電の経営実態を明らかにできる、②株主はもちろん電気料金の値上げで家計を圧迫されている多くの消費者の共感を得ることができる、③北電本店所在地である富山地裁で提訴するインパクトは大きく、富山県内での運動の拡大を図れる、④地震・地層問題を争点とした差止訴訟は専門用語が多く難解だが、お金の問題に焦点をあてる訴訟は多くの原告・サポーターにとってわかりやすいといった点が新訴訟の運動的な意義として考えられます。

北電の経営はいま、志賀原発の再稼働を巡って矛盾を深めています。早期の再稼働を目指すとし、「発電しない発電所」に対して新規制基準適合のために2千億円近くの予算が「先行投資」され、有価証券報告書には毎年400億円を越える原子力発電費が記載されています。いずれ再稼働できれば経営状況は改善する、それまでは「株主は無配でも辛抱を」、「電気料金値上げでも顧客を逃すな」という展望なき無責任経営陣に対して、もしこのまま再稼働できなかったらどうなるのかと、株主や社員の間でも危機感が広がり始めました。

活断層上にある原発から私たちの命と暮らしを守るため、北電の再稼働路線に真正面から対峙し廃炉を求める金沢訴訟に対して、富山訴訟は株主の立場から一刻も早く廃炉にした方が「会社にとって得!」ということを明らかにしていきます。いわば北風と太陽の両面作戦です。

今年の原告団総会では富山訴訟に踏み込むことによる運動の拡大強化の方針について、組織 や財政面も含め原告・サポーターのみなさんに提案し、ご議論いただきたいと思っています。

【次回口頭弁論の日程】

- ◇期日 8月1日(木)午後2時~
- ◇集合 午後1時30分(兼六公園下·白鳥路入口)
- ◇会場 金沢地裁⇒弁護士会館2F(予定)

金沢、富山の両訴訟が相乗効果を 発揮する新しい裁判闘争のステー ジに踏み出せますよう、みなさま のご理解とさらなるご支援をお願 いします。

第27回口頭弁論の報告

原告団事務局

4月22日(月)、実に13ヶ月ぶりに第27回口 頭弁論が金沢地方裁判所205号法廷で行われま した。統一地方選挙の投票翌日にもかかわらず 多くの原告・サポーターが詰めかけ注視する中で、 午後1時半に開廷されました。

冒頭、加島裁判長が発言する直前、傍聴席から「裁判所のサボタージュを糾弾するぞ!」という「ヤジ」が飛びました。裁判長は「静かに」



横断幕を掲げて金沢地裁に向かう原告団(4/22)

いう「ヤジ」が飛びました。裁判長は「静かに」と制しましたが、あれが原告・サポーターの 率直な心情です。

この間一向に弁論を開こうとしなかった金沢地裁は、原告弁護団の「期日指定」の申入れを受けて昨年12月、「期日指定にあたっての準備事項」という文書を原告被告双方に送付しました。その中で、被告北陸電力に対しては「規制委の審理状況の報告」を求め、また原告被告双方に対して「函館地裁の判断枠組みの当否と、同判決を志賀訴訟に適用することの当否」について検討するよう求めました。

函館地裁判決(2018/3/19)とは、青森県大間原発について、「規制委の審査が続いており当面稼働しないので危険性はない」と住民側の差止め請求を棄却した判決です。原告弁護団は第55準備書面を提出して、この判断枠組み自体が間違っていること、またこの判決を志賀原発に適用することは不当であることを明らかにしました。

函館地裁の判断枠組は、①行政訴訟と民事訴訟を混同していること、②本裁判と仮処分を混同して実質的に「切迫性」を要件としていること、③規制委の審査後に差止判決があっても重大事故を防げない可能性がある、という意味で不当な判断です。また、未だ建設途上で動かしたことのない大間原発と異なり、志賀原発はいつでも稼働可能であり、敷地内に核燃料(使用済燃料を含む)も保管されており、周辺住民に対する具体的危険性も全く異なっています。加



口頭弁論報告集会(4/22北陸会館)

えて、断層の活動性を認め た有識者会合の評価書もあ ります。函館地裁判決の適 用を論じること自体、論外 と言わなければなりません。

今回の原告意見陳述は原 告団事務局の岡崎真一さん。

岡崎さんは、3.11福島 原発事故で原発神話(「原発 は安全」、「コストが安い」、 「クリーン」)がいずれも崩れ去ったことを指摘し、それでもなお原発にこだわる安倍政権を「原発の廃棄物であるプルトニウムからいつでも核兵器を作れるという、安全保障上の『**抑止力**』に期待しているからではありませんか?」と厳しく批判しました。

そして裁判所に対して、「行政に追随することなく、自らの真摯な判断に基づいて早期に運転 差止めの判決を下す」ことを求めました。

最後に、次回期日を巡るやりとりがありました。原告弁護団としては即時結審を求めるのが 筋ですが、前回「規制委の判断を見守る」という裁判所の審理方針が出た以上、次回弁論期日 で少しでも追い詰めて結審に近づけようと、最終的に次回期日の提案を了承しました。

年会費納入のお願い

志賀原発は1号機2号機とも停止したまま、丸8年が経過しました。同社は「早期再稼働をめざす」として、2014年8月に2号機の新規制基準への適合性審査を申請しました。本格的な審査が始まって

からすでに2年半が経過していますが、審査会合では「断層問題」が重くのしかかり、議論は一向に進んでいません。

その間、停止中であっても原発のランニングコストは年間400億円を超え、さらに新規制基準適合のための安全対策工事などに2千億円近くの投資を重ねています。これだけの金額を再生可能エネルギーの方に向けていれば……とため息をつくのは私だけではないでしょう。

総会での議論を踏まえ、さらに運動を前進 **2号機** させるために、2019年度会費を早期に納入 **2000億** くださいますよう、どうぞよろしくお願いい ないとなるとなるとします。 (S.O.記)

☆年会費…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円(各1口以上)です。



北陸中日新聞(2019/3/9)

お手数ですが、下記いずれかの方法で送金をお願いします。

- ●同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。口座名は●2❸ともに「志賀原発を廃炉に訴訟原告団」
- ⁴分組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。